八頭町子どもの読書活動推進計画
第３次計画（案）

～読書で育む子どもの未来～

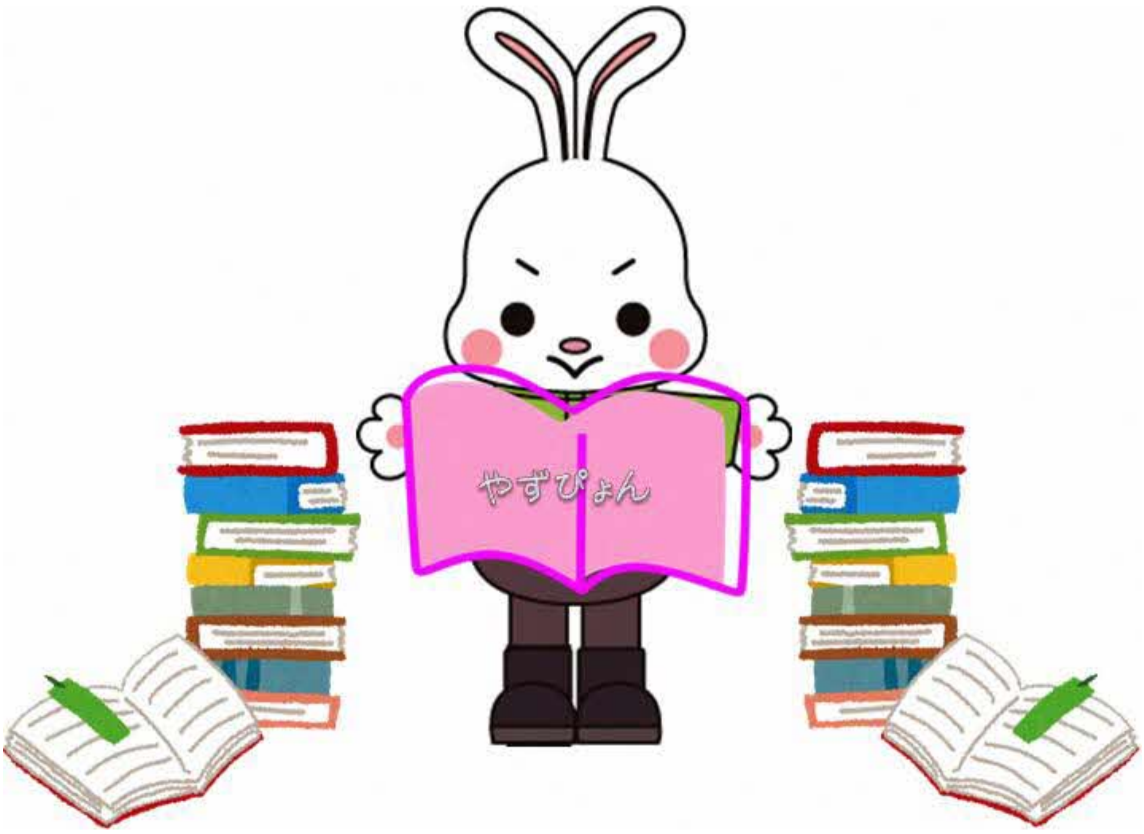

八頭町教育委員会

はじめに

国はすべての子どもがあらゆる機会にあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念に、平成１３年１２月「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定しました。その後、おおむね５年間にわたる施策の基本的方向と具体的な取り組みを明らかにし、５年毎に計画を変更し策定しています。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第２条では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」と謳っています。

鳥取県においても、平成１６年４月に「鳥取県子どもの読書推進ビジョン」が策定され、子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取り組みが示されました。その後、おおむね５年毎に見直しが行われ、現在は４次計画が定められています。

八頭町では、平成２７年３月に「八頭町子どもの読書活動推進計画」を策定し、令和２年３月には、項目ごとに考察を図り、「現状と課題」「施策の方向性」の見直しを行いました。

しかし、近年、スマートフォンやインターネット、ＳＮＳ等の様々な情報メディアの発達・普及により、子どもたちを取り巻く生活環境は大きく変化し、「読書離れ」や「活字離れ」が指摘されています。

このたび、「子どもの読書活動推進計画　第３次計画」は、ＧＩＧＡスクール構想による学校のＩＣＴ環境の整備等、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化していく中でも、すべての子どもが自ら進んで読書活動を行うことができるよう、読書環境整備の推進を図っていくために策定しました。

令和７年３月

も く じ

第１章 八頭町子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方 ‥‥‥‥‥‥‥‥ １
　１　計画の目的
　２　基本方針
　３　計画の対象
　４　計画の期間

第２章　第２次計画期間内の成果と課題‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥３
　１　家庭の取組
　２　地域の取組
　３　町立図書館の取組
　４　学校の取組
　５　保育所の取組

第３章　第３次計画の具体的な取組‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥５
　１　家庭の取組の推進
　２　地域の取組の推進
　３　町立図書館の取組の推進
　４　学校の取組の推進
　５　保育所の取組の推進

第４章　効果的な推進のために‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１２
　１　子どもの読書活動推進体制の整備
　２　関係諸機関との連携・協力の促進
　３　目標値の設定

注釈‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１３

【資料編】
　○八頭町子どもの読書アンケート2024年（令和６年）9月実施調査結果
　○八頭町子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱
　○八頭町子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿
　○子どもの読書活動推進に関する法律

第１章　八頭町子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方

１　計画の目的

子どもは、読書によって言葉を学び、表現力を高め、豊かな想像力を育てます。また、今まで知らなかった世界を知り、生活習慣、文化、科学、自然の出来事などとの出会いを通して、知識を深めることができます。読書によって感性を磨き、豊かな心を育み、人としてよりよく生きていくための様々な力を身に付けていくことは、子どもの成長過程において欠くことのできないものです。

この計画は、子どもが「本と出会い、読書を楽しむ」きっかけをつくり、自ら進んで読書活動を行うことができる環境を家庭・地域・学校などを通し、整備し推進することを目的として策定します。

２　基本方針

次の５つの施策を基本方針に掲げ、子どもの読書活動を推進していきます。

（１）子どもが読書に親しむための機会の提供と充実

子どもが読書の楽しさを知り、自然に読書習慣が身に付くよう、様々な機会を通して本との楽しい出会いを支援することが必要です。八頭町では、それぞれの子どもの発達段階に応じ、家庭・地域・学校などを通じて読書に親しむ機会の提供に努めます。

（２）子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

子どもが、読書について興味・関心を持ち、様々な機会や場所で、身近に本に触れることができる環境づくりが望まれます。町立図書館や学校図書館を中心に資料の充実、読書スペースの整備、図書館を活用するための人的配置など、家庭・地域・学校が一体となり、子どもの自発的な読書を促す環境の整備・充実に努めます。

（３）子どもの読書活動を支える人の育成

子どもが積極的、自発的に読書活動を行う意欲を高めるために、図書館職員・教職員・保育士・ボランティアなどが読書の意義を理解し、自らも本に親しもうとする意欲を持ち、子どもと本を結び付けるために必要な専門知識と技術を身に付けることが必要です。子どもの読書活動に携わる人たちの育成と関係職員の資質向上に取り組みます。

（４）子どもの読書活動推進についての啓発・広報

子どもは、本の読み聞かせによって読書の楽しさを知り、子どもの身近にいる大人自身が読書に親しむ姿勢を示すことで読書意欲を高めます。子どもの読書活動を推進するためには、まず子どもを取りまく大人が読書活動の意義や大切さを知り、大人自身が読書を楽しむことが重要です。八頭町は子どもの自主的な読書活動を推進するために、周りの大人が読書活動の意義や大切さについて理解を深め、関心を高めるよう普及や啓発に努めます。

（５）子どもの読書活動推進のための関係諸機関の連携

子どもの読書活動の推進には、家庭・保育所・学校・図書館・地域・ボランティアなど、それぞれに子どもが読書に親しむ機会をつくっていく必要があります。その上でお互いに連携、協力して取り組むことで、子どもの読書活動を推進することができます。八頭町は、関係諸機関がより一層の連携強化を図るよう努めます。

３　計画の対象

計画の対象は、おおむね１８歳以下のすべての子どもです。

４　計画の期間

計画の期間は、２０２５年（令和７年）度から５年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

第２章　第２次計画期間内の成果と課題

１　家庭の取組

【成果】

〇保育所・子育て支援センター・図書館での「読み聞かせ」や、ブックスタート（＊１）事業などの取組により、保護者に乳幼児期の「読み聞かせ」の大切さに関する認識が浸透しています。

〇ブックスタート（＊１）・セカンド（＊２）・サード（＊３）事業をきっかけに、図書館へ来館する家庭が増えています。

【課題】

〇家庭で読書をする習慣のない児童生徒の割合が増加（＊４）しています。

〇子どもが学齢期になると、読み聞かせをしたり、図書館へ連れて行ったりする等、子どもの読書活動に積極的に関わる家庭が減少（＊４）しています。

２　地域の取組

【成果】

〇子育て支援センターでは、町立図書館の団体貸出を利用して絵本や育児書の貸出を継続して行い、育児に本を取り入れるよう推奨しました。また、図書館司書を招いての読み聞かせや、絵本を楽しむイベントを開催し、多くの親子へ絵本と親しむ機会を提供しました。

〇地域のボランティアが学校、保育所、公共図書館等で、読み聞かせやストーリーテリング（＊５）のおはなし会を実施し、子どもたちにお話の世界を楽しむ機会を提供しました。

【課題】

〇ボランティアの輪が広がるような、さらなる取組が必要です。

３　町立図書館の取組

【成果】

〇おはなし会や子ども向け事業を企画実施し、子どもたちが様々な本に出会う機会を提供しました。

〇「もうよんだ？　おひざでよんで　０・１・２歳向けおすすめブックガイド」、「もう読んだ？　いっしょによんで　３・４・５ 歳向けおすすめブックガイド」を発行しました。

〇保育所との連携を強化し、図書館を利用する習慣のない子どもたちにも、より多くの本と出会う機会を提供しました。

〇図書館司書が積極的に研修に参加し、資質の向上を図りました。

【課題】

〇人口減少に伴い、子どもの図書館利用も減少しています。特に、学齢期の子どもの利用が少なく（＊４）なっています。図書館を利用していない家庭への啓発が必要です。

○自習目的で来館する中学生・高校生の利用者を、読書につなげるための効果的なアピールの方法の検討が必要です。

４　学校の取組

【成果】

○読書活動推進の年間指導計画を作成し、実施しました。

○学校司書（＊６）の専任配置により、学習用の資料を計画的に収集・提供することができました。

○図書館だよりの発行やイベントの実施等、読書活動の啓発に努めました。

○読書ボランティアの協力を得て、朝の読み聞かせや読書週間等の行事の充実を図りました。

【課題】

○朝の一斉読書を毎日実施している学校が減少（＊４）しました。学校生活の中で児童生徒が本を読むための時間の確保に努める必要があります。

○小学校では、よく本を読む児童とそうでない児童の二極化傾向があり、また、学年が上がるにつれ、読まない児童の割合が増えて（＊４）います。読書内容は軽いものが好まれる傾向があります。絵本から読み物へと読む力を向上させ、読書の質を高める取組が必要です。

○特別な支援を必要とする児童生徒に配慮した読書環境の整備に努める必要があります。

○教科書改訂時等に、新しい教材に関連する本（＊７）を十分揃えるための購入費が不足しているため、予算措置を検討する必要があります。

○電子書籍（＊８）と子どもの読書の関わりに注視し、デジタル情報に対するICT 環境の整備について検討する必要があります。

○ボランティアを対象とした研修の実施について、検討する必要があります。

５　保育所の取組

【成果】

○日常的に読み聞かせを行い、子どもたちが本に親しむ機会を提供しました。

○家庭での読み聞かせの推進啓発に努めました。

○町立図書館の団体貸出を利用し、子どもたちへ多くの本を提供することができました。

○保育所と町立図書館合同の情報・意見交換会や研修会を実施し、読書活動の意義を共通理解した上で、取組を進めていくことができました。

【課題】

○「絵本コーナー」の本が十分揃っていないため、予算措置を検討する必要があります。

○読書に関心のある家庭と関心のない家庭の二極化に陥ることのないよう、家庭への啓発活動を継続して行う必要があります。

第３章　第３次計画の具体的な取組

１　家庭の取組の推進

子どもが読書習慣を身に付け、継続的に読書に親しんでいくためには、家庭で次のような取組が望まれます。以下のことについて、保護者への周知、啓発、支援に努めます。

○乳幼児期から、保護者がわらべうたを歌ったり、絵本の読み聞かせをしたりして、言葉や読書への興味を持たせること。
○保護者が家庭に本を置き、また率先して読書に親しむことにより、子どもの読書への関心を引き出し、家庭内での読書環境を整えること。
○子どもと一緒に地域の図書館や書店を利用し、本のある空間に親しみを持たせること。
○町立図書館や子育て支援センター、その他子ども関連団体が行っているおはなし会や講座等の活動へ積極的に参加すること。
○学校や町立図書館等で配布する推薦児童書リスト等を活用し、子どもが成長に応じて読書体験を重ねられるようにすること。

２　地域の取組の推進

八頭町では、学校や町立図書館、保育所、子育て支援センター等町の関連施設に加え、読み聞かせボランティア等が子どもの読書に関わる活動を行っています。子どもの読書活動を推進していく上で、相互の協力が欠かせません。八頭町のすべての子どもが様々な機会や場所で本に親しむことができるよう、地域社会全体で次のような取組を進めていきます。

○児童館、公民館、子育て支援センター等、子どもにとって身近な施設で本に親しめる環境をつくります。
○経済的な理由や家庭環境によって読書活動の機会が閉ざされないよう、地域と行政が協働して子どもの読書活動推進に取り組みます。
○読み聞かせボランティアや学校図書館ボランティア等、子どもの読書推進に関する活動の担い手を支援します。また、研修会、講習会の場を設定し、その育成に努めます。
○子どもへの読み聞かせや、子どもの本に関わる催し等の情報を、広く発信していきます。
○急速に普及している電子メディアとの適正なつきあい方について、啓発していきます。

３　町立図書館の取組の推進

町立図書館は、誰でも利用することができる開かれた場所です。子どもが気軽に立ち寄り、読書に親しんだり、調べものや疑問を解決したりできるよう、子どもの生活に根ざした魅力的な施設を目指します。子どもと本のかけがえのない出会いを支援するために、様々な機会をとらえて本を紹介するとともに、読書を楽しむきっかけが得られるような事業を実施していきます。

（１）選書の重視と蔵書の充実

子どもの時期は、本に対する好みや質の感覚が養われる大切なときであり、読書習慣もこの時期につくられるものです。選書に力を注ぎ、できるだけ質の高い本を選ぶとともに、年齢や生活体験や読書体験が異なる子どもに向けて、個人の興味や読書力にあったあらゆるジャンルの本を揃え、提供していきます。

〇保育所・学校等で必要とされている資料の情報を得て、選書に活かします。
〇学校での学びだけでなく、家庭でも英語に親しむ機会を提供するため、英語絵本の収集に努めます。

（２）館内環境の整備

子どもの読書意欲の喚起と親しみやすい雰囲気づくりのため、コーナーや展示を工夫します。
〇季節やその時々の話題を取り上げた展示を工夫し、子どもの興味を引くような環境づくりに努めます。
〇乳幼児とその保護者のために「赤ちゃん絵本コーナー（＊９）」を設置し、発達段階に応じた絵本の充実に努めます。
〇興味や好みが急速に変化していくヤングアダルト世代(児童と成人の中間)のために、その成長に応じた「ヤングアダルトコーナー（＊１０）」を設置します。

（３）おはなし会と子ども向け事業の充実

図書館のおはなし会では、家庭での読み聞かせとは違った体験ができます。集団でおはなしを聞くことで、自分とは違う見方や感じ方、楽しみ方に触れることができ、自然におはなしを楽しむコツが身に付きます。また、様々な本との出会いの場でもあります。

さらに、来館のきっかけとなり、楽しみながら読書へと導いていける事業を企画し、実施することが求められます。

〇定期的なおはなし会やストーリーテリング（＊５）のおはなし会を継続して実施します。
〇子育て支援センターや学童クラブ等、子どもが集まる場所や施設に出向き、おはなし会を実施します。
〇スタンプラリー、福袋等、子どもたちが興味を持つ仕掛けを取り入れた企画を実施します。
〇様々な分野の本に触れる機会を提供できるよう、工作や科学教室などに取り組みます。

（４）情報サービスの充実

町立図書館では、読書や調べものの相談に対応するレファレンスサービス（＊１１）を行っています。子どもの調べ学習や読書相談から、成人の児童書に関する問い合わせまで幅広く対応します。

（５）推薦児童書リストの作成

町立図書館では、子どもに勧めたい本や長い間読み継がれてきた本を選んで紹介したリストを作成しています。

○「もうよんだ？　小学生向け推薦児童書リスト」を、町立図書館や学校図書館の蔵書構築の指針として、また、子どもを対象とした様々な読書活動の参考資料として活用しています。数年ごとに見直しをして改訂します。
○「もうよんだ？　おひざでよんで　０・１・２歳向けおすすめブックガイド」は6カ月健診で、「もう読んだ？　いっしょによんで　3・4・5歳向けおすすめブックガイド」を、3歳児健診で保護者に配布します。
○各種推薦児童書リストを図書館ホームページで公開します。

（６）ブックスタート事業の充実

ブックスタート（＊1）、ブックセカンド（＊2）、ブックサード（＊3）事業を継続して実施し、乳幼児期における家庭での絵本の読み聞かせの重要性や本に親しむことの楽しさ、地域で子育てを応援しているというメッセージを伝えるよう努めます。

（７）学校との連携の充実

学齢期の子どもたちにとって、一番身近な図書館である学校図書館を支援します。

○調べ学習に必要な本を十分に揃え、学校への団体貸出をより一層充実させます。
○町立図書館と学校図書館合同の連絡会や研修会を開催し、地域の子どもたちのニーズを把握するよう努めます。
○小学生の図書館見学や、中学生・高校生の職場体験の受入れを行い、体験学習の積み重ねを図り、図書館を知り関心を高めるよう取り組みます。

（８）保育所との連携の充実

図書館を利用する習慣のない子どもたちにも、より多くの本と出会う機会を提供できるよう保育所との連携を強化します。

○保育所のクラス単位で行うおはなし会では、子どもはいつも一緒にいる友達とともに、くつろいだ気持ちでより一層おはなしを楽しむことができます。町立図書館では、すべての保育所に定期的に出向き、読み聞かせを実施します。
○季節や行事に対応した本を十分に揃え、保育所への団体貸出をより一層充実させます。
○保育士の読み聞かせ用図書として、年齢や季節に合った本を選書し、毎月、貸し出します。

○町立図書館と保育所の合同研修会を実施し、お互いのノウハウを共有し、子どものニーズを把握するよう努めます。

（９）特別な支援を必要とする子どもへの取組

通常の図書をそのまま読むことができない、図書館への来館が難しい等、図書館利用に配慮が必要な子どもたちと保護者を支援するサービスの充実が望まれます。子どもが図書館を利用するにあたって抱える困難に配慮し、ニーズに応え、子どもが本の世界を楽しめるよう必要な支援を行います。

○さわる絵本（＊１２）やＬＬブック（＊１３）等、一人ひとりのニーズに応じた図書館資料の充実を図っていきます。
○録音図書（＊１４）貸出サービスについて、必要とする子どもが確実に利用できるよう、あらゆる機会をとらえて広報に努めます。
○職員の理解を深めるため、読書バリアフリーに関する研修に参加します。

（１０）利用促進・広報活動

町立図書館では、より多くの子どもに本を届けるために、様々な機会をとらえて利用促進事業と広報活動を行っています。

○町報や「図書館だより」等、従来の紙媒体に加えて、ホームページやSNSを用いて、図書館の利用案内や行事のおしらせ等の情報を発信します。
○ケーブルテレビ「みんなの図書館」を充実させ、啓発活動に活かします。

（１１）職員の育成

子どもが質の高いサービスを受けられるよう、職員の育成に取り組みます。

○職場内で定期的な研修を継続し、経験の長い職員から新任職員に向けて、知識やノウハウの引き継ぎができる体制づくりに努めます。
○外部研修に積極的に参加し、新しい知識の習得に努めます。

４　学校の取組の推進

　子どもが読書習慣を身に付ける上で、学校の果たす役割は大きく、教職員全員が読書活動の重要性を認識し、学校をあげて読書活動の推進に取り組むことが望まれます。特に、学校図書館には、次のような機能が求められます。

・創造力を培い、豊かな心を育む「読書センター」としての機能
・自発的、主体的な学習活動を支援する「学習センター」としての機能
・情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」としての機能

　そのため、学校図書館には「十分な蔵書」と児童生徒をつなぐ「人」の存在が極めて重要です。

（１） 読書推進計画の作成と実施

　町立小•中学校では、学習指導要領及び教育課程に基づき読書指導を位置付け、学校経営方針に従って、司書教諭（＊１５）を中心に全教職員による読書活動を充実させます。

○各教科等の学習において、図書館資料を積極的に活用する授業を展開するよう努めます。

（２）学校図書館の環境整備

　子どもたちが身近な場所で本に触れ、読書に親しむことができるよう、読書環境の整備に努めます。

○児童生徒の発達段階に応じた適切な本を選択し、蔵書数を十分に確保するよう努めます。
○掲示などの環境整備や特集コーナーの設置を継続して行い、子どもたちにとって居心地の良い学校図書館づくりに努めます。

（３）学校司書の配置と研修の充実

　平成27年度に中学校、平成29年度にすべての小学校に、学校司書（＊６）が専任配置され、学校図書館運営の司書的業務全般において大きな役割を果たしています。今後さらに、司書教諭と合同の研修を行うことにより情報を共有し、授業をサポートする力の向上に努めます。

（４）読書の時間の確保と計画的な読書活動の推進

　朝の一斉読書の時間や図書の時間等、学校生活の中で児童生徒が本を読むための時間が確保されるよう努めます。

○教員や学校司書、ボランティアが読書の時間に、読み聞かせ、ブックトーク（＊１６）等を取り入れ、児童生徒に本の楽しさを伝え、本への関心を高めるよう努めます。
○図書委員会の自主的な活動の支援や「読書週間（＊１７）」などの関連行事を企画・実施し、児童生徒への働きかけを行います。

（５）特別な支援を必要とする児童・生徒に配慮した読書活動の充実

児童生徒の障がいの状態や特性に配慮した図書を選定して教室に備え、読書環境の充実に努めます。

〇さわる絵本（＊１２）やＬＬブック（＊１３）、マルチメディアDAISY図書（＊１８）等、一人ひとりのニーズに応じた資料の充実を図っていきます。

（６）家庭への働きかけ

保護者に子どもの読書活動への認識を深めてもらうために、図書館だよりを発行し、本やイベント等の紹介をしたり、参観日や研修会などの機会を捉えて働きかけを行ったりするよう努めます。

（７）ICTを活用した取組

GIGAスクール構想（＊１９）によりICT環境（＊２０）の整備が進められているため、ICTを活用した取組をサポートできるよう、職員の研修を行います。

（８）ボランティアとの連携・協力

保護者や地域住民によるボランティアの協力を得て、読み聞かせ等の読書活動を実施するほか、学校図書館の環境整備を推進します。

5　保育所の取組の推進

　乳幼児期は、読み聞かせを通して読書の楽しさと出会う大切な時期です。子どもの成長・発達に配慮しながら質の良い絵本を選び、読み聞かせをさらに充実させていくことにより、読書習慣の形成を図るよう努めます。

（1）環境整備

　子どもたちがいつでも好きな本を手に取ることができるように、「絵本コーナー」を設置しています。子どもの発達段階に合った本の選定と、蔵書の充実に努めます。

（2）読み聞かせの充実

　読み聞かせた本の内容により、ごっこ遊びや表現活動へと展開し、想像力や感情がより豊かに育まれます。毎日の保育の中に絵本の読み聞かせを取り入れ、絵本の楽しさや面白さを、友達や保育士と共有する経験をつくるよう努めます。

（3）家庭への働きかけ

　保護者に乳幼児期の読み聞かせの重要性を伝え、子どもと一緒に絵本を楽しむ習慣を育むよう啓発に努めます。

○毎週、絵本の貸出を行い、家庭での絵本の読み聞かせを推奨します。

（4）特別な支援を必要とする子どもに配慮した読書活動の充実

　町立図書館と連携し、一人ひとりの障がいや特性に配慮した読書環境の充実に努めます。

（5）町立図書館との連携

　子どもと本をつなぐために、お互いの専門性を活かした連携を強化します。

○団体貸出や読み聞かせなどを継続して行い、子どもが幅広く楽しい本に出会える機会をつくります。
○町立図書館と保育所の合同研修会を継続して実施します。

（6）ボランティアとの連携・協力

　読み聞かせボランティアの積極的な受け入れを行い、絵本に親しむ機会を増やすよう努めます。

第４章　効果的な推進のために

１　子どもの読書活動推進体制の整備

〇地域を支える次世代の人材を育成することは、町にとって重要な責務です。人材育成に読書が果たす役割は大きく、町と民間団体が協力して、地域ぐるみで読書活動を推進するための体制づくりが必要です。

〇「八頭町子どもの読書活動推進計画」を基に子どもの読書環境を整えるため財政上の措置を講じるよう努めます。さらに、この推進計画に示された各種施策のための具体的な取組が展開されるよう関係機関に働きかけていきます。

２　関係諸機関との連携・協力の促進

〇子どもの読書活動推進を効果的に実践していくために、関係諸機関が連携し、情報交換しながら、協力して取組を進めます。

〇継続的に子どもの読書活動の取組が行われるために、推進計画の普及・啓発と合わせて、具体的な方策の検討や見直しを行います。

３　目標値の設定

子どもが読書に親しむための機会・環境の提供と充実

項　　目		２０１９年度（令和元年度）	２０２４年度（令和６年度）	２０２９年度（令和11年度）目標
家庭において、乳幼児の子どもに絵本などの読み聞かせをしたり一緒に本を読んだ日が１週間で１日以上ある場合（出典：子どもの読書活動に関するアンケート調査／八頭町教育委員会）	乳幼児保護者	97.0%	94.3%	95%
「読書」が好きな子どもの割合（出典：子どもの読書活動に関するアンケート調査／八頭町教育委員会）	小学3年生	86.0%	78.1%	向上
	小学6年生	82.3%	66.7%	
	中学3年生	76.3%	78.4%	
１か月に１冊も本を読まない割合（不読率）（出典：子どもの読書活動に関するアンケート調査／八頭町教育委員会）	小学3年生	5.6%	9.4%	5%以下
	小学6年生	2.3%	14.1%	10%以下
	中学3年生	11.9%	13.1%	11%以下
家や図書館で平日に10分以上読書する割合（出典：子どもの読書活動に関するアンケート調査／八頭町教育委員会）	小学3年生	73.5%	53.2%	70%
	小学6年生	88.4%	48.9%	70%
	中学3年生	68.6%	61.5%	70%
一斉読書実施率（出典：実施状況調査／八頭町教育委員会）	小学校	93.5%	60%	100%
	中学校	100%	100%	
学校図書館図書標準達成率（出典：R6年度学校教育実施状況調査／八頭町教育委員会）	小学校	93.5%	93.8%	100%
	中学生	100%	100%	
町立図書館主催の行事・イベント開催	町立図書館	３６回	３６回	継続
子どもの読書意欲を喚起するための企画展示	町立図書館	３６回	３６回	継続

＜注釈＞

＊１　ブックスタート（3，7頁）
　絵本を介して乳幼児と保護者がゆっくり向き合い、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる事業。１９９２年イギリスで始まり、日本では２０００年の子ども読書年を契機に、子育て支援・読書推進事業として広まった。
　八頭町では、６カ月児健康診断に、保健センターと町立図書館が協力して絵本を渡しながら、親子のふれあいの大切さを伝え、町立図書館や子育て支援センターの利用を勧めている。

＊２　ブックセカンド（3，7頁）
　３歳児に、年齢にあった絵本を配布し、読み聞かせが言葉や想像力の発達に重要であることを伝える事業。

＊３　ブックサード（3，7頁）
　５歳児に、読むことへの興味•関心を高めるよう、幼年童話を配布する事業。また、５歳児健康診断の時に町立図書館の司書が絵本の読み聞かせを行っている。

＊４　八頭町2024年（令和６年）度子どもの読書に関するアンケート調査結果（3，4頁）

＊５　ストーリーテリング（3，6 頁）
　読み手が昔話や創作の物語を覚えて，本を見ずに語り聞かせること。語りや素話ともいう。

＊６　学校司書（4，9頁）
　学校図書館において司書にあたる業務を行う職員。2015年4月1日施行の改正学校図書館法第6条により「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員」と初めて規定されている。

＊７　新しい教材に関連する本（4 頁）
　掲載されている参考用図書。（例：国語の推薦図書、掲載されている作者の別の本など）小中学校の教科書は、概ね４年ごとに改訂される。

＊８　電子書籍（4頁）
　紙ではなく、パソコンやスマートフォン、タブレット等の電子端末で読む本。

＊９　赤ちゃん絵本のコーナー（6頁）
　０歳から２歳ごろまでの赤ちゃんとその保護者を対象とした絵本コーナー。

＊１０　ヤングアダルトコーナー（6 頁）
　おおむね１２歳から１８歳までの中高生世代を対象としたコーナー。

＊１１　レファレンスサービス（7 頁）
何らかの情報あるいは資料を求めている人に対して、図書館職員が求められている情報あるいは資料を提供ないし提示すること。

＊１２　さわる絵本（8頁）
さわって楽しむことができる絵本。布で作られた布絵本や、絵本の文字や絵に点字やふくらみをつけた点字付き絵本などがある。

＊１３　ＬＬブック（8頁）
ＬＬはスウェーデン語 Ｌättläst(レット レースト)の略（英語ではeasy-to-readとも言われる)。やさしく読みやすく書かれた本。読むことに障がいのある人に向けて読みやすい図書」が様々に考えられている。

＊１４　録音図書（8頁）
視覚障がい者が耳で聴いて読書できるよう、朗読した音声を収録した図書。

＊１５　司書教諭（9頁）
学校図書館（図書室などを含む）のためにおかれる教員のこと。学校図書館法（昭和28年法律第185号）の第5条の第1項には「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」と定められている。

＊１６　ブックトーク（9頁）
特定のテーマに沿って本の紹介をすること。エピソードや主な登場人物、あらすじも含め、聞き手に本を読んでもらうことを目的に紹介する。

＊１７　読書週間（9頁）
終戦まもない昭和２２年、まだ戦火の傷跡が至るところに残っている中で「読書の力によって、平和な文化国家を作ろう」という決意のもと、出版社・取次会社・書店と公共図書館、そして新聞・放送のマスコミ機関も加わって、１１月１７日から、第１回『読書週間』が開催された。翌年の第２回からは１０月２７日～１１月９日（文化の日を中心にした２週間）と定められ、現在に至っている。『読書週間』が始まる１０月２７日が、「文字·活字文化の日」に制定されている。

＊１８　マルチメディアＤＡＩＳＹ図書（10頁）
読書をサポートする電子図書。パソコン等で再生すると、画面に文字や挿絵が表示され、文章を読み上げる音声が流れる。音声で読み上げられている部分がハイライト（反転表示）され、読んでいる箇所や読み方を目と耳で確認しながら読むことができる。

＊１９　GIGAスクール構想（10頁）
令和元年に開始された、児童、生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを整備する文部科学省の取組。

＊２０　ICT環境（10頁）
ICTは，Information Communication Technologyの略。コンピュータ等情報通信技術に関わる機器を活用できる環境のこと。